

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) カッター等を児童、生徒等の利用に供して、<u>漕艇実習</u>その他自然に親しむ諸活動に関する指導を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 少年自然の家は、次の業務を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) カッター、<u>塩水プール</u>等を児童、生徒等の利用に供して、<u>漕艇実習</u>その他自然に親しむ諸活動に関する指導を行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(塩水プールの利用期間)</u></p> <p><u>第6条 塩水プールを利用することができる期間は、7月1日から8月31日までとする。</u></p> <p><u>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の期間以外の日において臨時に塩水プールを利用することができる日又は同項の期間において臨時に塩水プールを利用することができない日を定めることができる。</u></p>
<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p><u>第6条</u> 少年自然の家のうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、体育館、宿泊施設、会議室及びキャンプ場とする。</p>	<p>(利用の許可を要する施設)</p> <p><u>第7条</u> 少年自然の家のうち条例第4条の許可を受けなければならない施設は、体育館、宿泊施設、会議室及びキャンプ場<u>並びに塩水プール（専用使用により利用する場合に限る。）</u>とする。</p>
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>

(利用の許可の取消し等)

第8条 略

- (1)・(2) 略
- (3) 第7条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第7条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第9条～第14条

別表（第9条関係）

区 分	単 位	金 額	
体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>1,020円</u>	
	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,290円</u>	
	専用使用でない場合	9時から17時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>500円</u>
		17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>630円</u>
宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>1,020円</u>	
	高等学校生徒	<u>570円</u>	
	中学校生徒	<u>480円</u>	
	小学校児童以下	<u>370円</u>	
	会議室使用料		

(個人利用券の購入)

第9条 塩水プールを個人で利用しようとする者は、塩水プール個人利用券（第3号様式）を購入しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は少年自然の家の利用の停止を命ずることができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 第8条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第11条～第16条

別表（第11条関係）

区 分	単 位	金 額	
体育館使用料 専用使用の場合	9時から17時までの間 1時間当たり	<u>930円</u>	
	17時から21時までの間 1時間当たり	<u>1,180円</u>	
	専用使用でない場合	9時から17時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>460円</u>
		17時から21時までの間 バレーコート1面につ き1時間当たり	<u>580円</u>
宿泊施設使用料 一般	1人につき1泊	<u>930円</u>	
	高等学校生徒	<u>520円</u>	
	中学校生徒	<u>440円</u>	
	小学校児童以下	<u>340円</u>	
	会議室使用料		

大会議室	1時間当たり	<u>630円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>150円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>150円</u>
	8時間を超える場合は、大会議室にあつては <u>5,040円</u> 、2階会議室及び3階会議室にあつては <u>1,200円</u> とする。	
附属設備及び物品の使用料		
カッター	1艇につき4時間当たり	<u>1,550円</u>
自転車	1台につき4時間当たり	<u>140円</u>
キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	<u>370円</u>
高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童以下	一式につき1泊	<u>240円</u>
キャンプ用炊事用具	1式につき食事1回	<u>250円</u>
冷房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>1,020円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>630円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>950円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>260円</u>
暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>1,020円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>610円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>920円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>70円</u>

備考
略

大会議室	1時間当たり	<u>580円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>140円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>140円</u>
	8時間を超える場合は、大会議室にあつては <u>4,640円</u> 、2階会議室及び3階会議室にあつては <u>1,120円</u> とする。	
附属設備及び物品の使用料		
カッター	1艇につき4時間当たり	<u>1,410円</u>
自転車	1台につき4時間当たり	<u>130円</u>
キャンプ用寝具		
一般	一式につき1泊	<u>340円</u>
高等学校生徒、中学校生徒及び小学校児童以下	一式につき1泊	<u>220円</u>
キャンプ用炊事用具	1式につき食事1回	<u>230円</u>
冷房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>930円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>580円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>870円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>240円</u>
暖房使用料		
大会議室	1時間当たり	<u>930円</u>
2階会議室	1時間当たり	<u>560円</u>
3階会議室	1時間当たり	<u>840円</u>
宿泊施設	1人につき1泊	<u>60円</u>

備考
略

第1号様式（第7条関係）

香川県立屋島少年自然の家利用申請書 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第7条第1項の規定に基づき、次のとおり利用の申請をします。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 香川県立屋島少年自然の家所長 殿 申請者住所 〒 _____ 申請者職氏名 _____ 団 体 名 _____				
利用目的				
利用期間	月	日から	入退所時刻	入所 時
利用区分				
指導者職氏名				
利用しようとする施設、設備又は物品	名	種 別	日（泊）数又は時間	利用予定人員等
備考				
注	1 団体使用の場合は、別に日程表を添えること。 2 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の所在地及び代表者の職氏名を記入すること。			

第1号様式（第8条関係）

香川県立屋島少年自然の家利用申請書 香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第1項の規定に基づき、次のとおり利用の申請をします。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 香川県立屋島少年自然の家所長 殿 申請者住所 〒 _____ 申請者職氏名 _____ 団 体 名 _____				
利用目的				
利用期間	月	日から	入退所時刻	入所 時
利用区分				
指導者職氏名				
利用しようとする施設、設備又は物品	名	種 別	日（泊）数又は時間	利用予定人員等
備考				
注	1 団体使用の場合は、別に日程表を添えること。 2 団体使用の場合は、申請者住所及び申請者職氏名の欄は、団体の所在地及び代表者の職氏名を記入すること。			

第2号様式（第7条関係）

<p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家利用変更申請書</p> <p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第7条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者職氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">団 体 名 _____</p>				
許可済の内容	利用目的			
	利用期間	月 日 日から 月 日 日まで	入退所時刻	入所 時 退所 時
	利用区分			
	指導者職氏名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				
注 団体使用の場合は、申請者住所及び申請職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。				

第2号様式（第8条関係）

<p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家利用変更申請書</p> <p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">香川県立屋島少年自然の家所長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者職氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">団 体 名 _____</p>				
許可済の内容	利用目的			
	利用期間	月 日 日から 月 日 日まで	入退所時刻	入所 時 退所 時
	利用区分			
	指導者職氏名			
変更の内容	変更事項	変更前	変更後	
変更の理由				
備考				
注 団体使用の場合は、申請者住所及び申請職氏名の欄は、団体の代表者の住所及び職氏名を記入すること。				

第3号様式（第9条関係）

No.	No.
塩水プール個人利用券	
区 分	料 金
利用日	年 月 日
当日1人1回（4時間以内）限り有効	

備考 1 個人利用券の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一 般
- (2) 児童生徒

2 区分は個人利用券の区分を、料金はその区分に応じた使用料の額をそれぞれ記入するものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の施設の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。